

## 事前相談書

柏原市長 殿

住所 \_\_\_\_\_  
申請者 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

下記所在の \_\_\_\_\_ の用途廃止事前相談につき、関係書類を添えて申請いたします。

### 記

1. 所在地 \_\_\_\_\_ 柏原市 \_\_\_\_\_
2. 廃止面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> \_\_\_\_\_
3. 目的 \_\_\_\_\_

以上

### 《添付書類》

- ①位置図（住宅地図等）
- ②公図（公図が分かれている場合は、公図合成図を作成してください）
- ③現況図（平面図、断面図、排水計画図等）
- ④隣接土地調書（要約書、全部事項証明書等）
- ⑤現況写真（近景及び遠景）
- ⑥その他市長が指定する図書等

### 【連絡先】

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

# 事前相談書

柏原市長殿

相談者(代表者)の住所・氏名を記入してください。

相談者  
住所  
氏名又は名称

下記所在の の用途廃止事前相談につき、関係書類を添えて申請いたします。

里道敷・水路敷（対象となる法定外公共物）を記入してください。

## 記

1. 所在地 柏原市
2. 廃止面積 m<sup>2</sup>
3. 目的

以上

## 《添付書類》

- ①位置図（住宅地図等）
- ②公図（公図が分かれている場合は、公図合成図を作成してください）
- ③現況図（平面図、断面図、排水計画図等）
- ④隣接土地調書（要約書、全部事項証明書等）
- ⑤現況写真（近景及び遠景）
- ⑥その他市長が指定する図書等

1・2・3の項目については、空欄で提出していただいてもかまいません。

## 【連絡先】

担当者名 連絡先

# 公用廃止申請書

令和 年 月 日

柏原市長 殿

住所 \_\_\_\_\_  
申請者 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 実印

下記所在の \_\_\_\_\_ 敷の公用廃止について関係書類を添えて申請いたします。

## 記

- 所在地 柏原市
- 廃止面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 目的

以上

### 《添付書類》

- ①同意書（水利組合、区長等、対側地土地所有者、隣接地土地所有者）
- ②位置図（住宅地図等）
- ③公図（公図が分かれている場合、公図合成図を作成してください）
- ④印鑑証明書
- ⑤代表者事項証明書（資格証明書）※法人の場合
- ⑥土地登記簿謄本（公用廃止対象地に隣接している申請者のもの）
- ⑦公用廃止対象地周辺の現況実測平面図（縮尺 1/250 以上）
- ⑧境界確定図の写し
- ⑨公用廃止対象地の地積測量図（不動産登記規則に沿ったもの）
- ⑩現況写真（近景・遠景）
- ⑪その他市長が指定する図書等

### 【連絡先】

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_



# 公用廃止申請書

令和 ○○年 △△月 ××日

柏原市長 殿

申請者（代表者）の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

住所

申請者

氏名又は名称

実印

里道敷・水路敷の該当するものを記入してください。

下記所在の 敷の公用廃止について関係書類を添えて申請いたします。

記

1・2・3の欄については、空欄で提出していただいてもかまいません。

1. 所在地

柏原市 ○○町□□丁目△△番××地先

2. 廃止面積

○○. △△ m<sup>2</sup>

3. 目的

土地を有効活用するため等

以上

## 《添付書類》

- ①同意書（水利組合、区長等、対側地土地所有者、隣接地土地所有者）
- ②位置図（住宅地図等）
- ③公図（公図が分かれている場合、公図合成図を作成してください）
- ④印鑑証明書
- ⑤代表者事項証明書（資格証明書）※法人の場合
- ⑥土地登記簿謄本（公用廃止対象地に隣接している申請者のもの）
- ⑦公用廃止対象地周辺の現況実測平面図（縮尺1/250以上）
- ⑧境界確定図の写し
- ⑨公用廃止対象地の地積測量図（不動産登記規則に沿ったもの）
- ⑩現況写真（近景・遠景）
- ⑪その他市長が指定する図書等

## 【連絡先】

担当者名

連絡先

# 委任状

私は、土地家屋調査士の \_\_\_\_\_ を代理人と定め、  
下記の権限を委任します。

## 記

下記物件の登記申請にかかる書類作成及び訂正並びに、公用廃止に関する一切の権限。

所在地

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

委任者住所氏名  
住所

氏名

実印

# 委任状

委任される方の氏名を記入してください。

私は、土地家屋調査士の [ ] を代理人と定め、  
下記の権限を委任します。

## 記

下記物件の登記申請にかかる書類作成及び訂正並びに、公用廃止に関する一切の権限。

所在地

払い下げ対象の里道・水路に隣接している申請地番地先と  
記入してください。

委任する方の住所・氏名を記入してください。

令和 ○○年 △△月 ××日

委任者住所氏名

住所

氏名

実印

実印

用途廃止同意書

令和 年 月 日

として、下記公共用財産の用途廃止と、用途廃止申請者へ下記の内容で払い下げることについて異議なく同意します。

記

1 用途廃止申請者

・住所

・氏名

2 用途廃止対象物件

・所在地 柏原市

・面積 m<sup>2</sup>

以上

柏原市長 殿

住所

氏名

印

用途廃止同意書

『隣接地土地所有者』・『対側地土地所有者』・  
『利害関係者』（区長または水利組合）のい  
ずれか該当する方を記入してください。

令和 ○○年 △△月 ××日

\_\_\_\_\_として、下記公共用財産の用途廃止と、用途廃止申請者  
へ下記の内容で払下げることについて異議なく同意します。

記

払下げを受ける方の住所・氏名を記入してください。

1 用途廃止申請者

・住所 \_\_\_\_\_

・氏名 \_\_\_\_\_

2 用途廃止対象物件

・所在地

柏原市 \_\_\_\_\_

・面積 \_\_\_\_\_

m<sup>2</sup>

空欄でもかまいません。

以上

柏原市長 殿

隣接地土地所有者、対側地土地所有者の住所・  
氏名、または利害関係者（区長または水利組合）  
の住所・氏名を記入してください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

認印



# 公用廃止申請書類作成の手引き

この手引きは、法定外公共物（里道敷・水路敷）等の公用廃止申請にかかる書類作成方法について説明しています。下記の点に留意して申請してください。また、申請については土地に関する専門的な調査や測量図等の図面作成を行う必要があるため、土地家屋調査士や測量士等の資格を持った方に依頼してください。

## 申請者について

- ・申請者は、原則として法定外公共物（里道敷・水路敷）等に隣接する土地所有者です。
- ・申請地は、公用廃止申請予定の法定外公共物（里道敷・水路敷）等に面で接している地番の地先としてください。

## 公用廃止事前相談書の提出

事前に公用廃止が可能かどうかを調査いたしますので、必要書類を添付していただき、正本を1部ご提出ください。相談書提出後、約1ヶ月程度で公用廃止が可能かどうかの回答をさせていただきます。事前相談に対する回答書の日付から1年を経過しても公用廃止申請が提出されない場合は、公用廃止事前相談を取り下げたものとみなしますのでご了承ください。再度公用廃止申請をしていただく場合は、改めて事前相談が必要になります。

### 【必要書類について】

- ①位置図  
住宅地図等で申請箇所を黄色で着色表示してください。
- ②公図（隣接地番・対側地番がわかるように）  
複数に分かれている場合は、合成図を作成してください。
- ③現況図  
縮尺1/250～1/500程度で作成してください。
- ④隣接土地調書  
隣接地および対側地の土地所有者が分かる調書。（土地登記簿謄本でも可）
- ⑤現況写真  
公用廃止申請対象地の近景と遠景写真を添付してください。
- ⑥その他市長が指定する図書等  
市担当者が必要と判断した場合に関係書類提出を要請する場合があります。

## 公用廃止申請書の提出

### 【必要書類について】

#### ①同意書

- ・事前に隣接地及び対側地所有者、地元利害関係者（水利組合、区長）の同意を得てください。
- ・隣接地や対側地の所有者が複数の場合は、原則全員の同意が必要となりますが、やむを得ず全員の同意が得られない事情がある場合は、市担当者にご相談ください。
- ・隣接地や対側地の所有者に相続が発生している場合は、相続関係説明図（作成者署名・捺印、作成年月日の記載）を作成し、提出してください。
- ・里道敷のみの公用廃止申請であっても、その里道敷が水路敷と接している場合は、水利組合の同意が必要となります。

#### ②位置図

住宅地図等で申請箇所を黄色で着色表示してください。

#### ③公図（隣接地番・対側地番がわかるように）

複数に分かれている場合は、公図合成図（申請地は黄色、里道敷は赤色、水路敷は青色でそれぞれ着色）を作成してください。

#### ④印鑑証明書

発行から3ヶ月以内のもので、コピーしたものは原則不可。

#### ⑤代表者事項証明書（資格証明書）※法人の場合

発行から3ヶ月以内のもので、コピーしたものは原則不可。

#### ⑥土地登記簿謄本（公用廃止対象地に隣接している申請者のもの）

- ・発行から3ヶ月以内のもので、コピーしたものは原則不可。
- ・土地登記簿謄本記載の住所と現住所が異なる場合には、その沿革が分かる書類（住民票の写し、戸籍の附票）を添付してください。
- ・申請地の登記上の所有者が死亡している場合、相続登記がなされていない場合は、相続人がわかる戸籍謄本等を添付してください。

#### ⑦公用廃止対象地周辺の現況実測平面図

縮尺1/250～1/500の大きさで作成してください。

#### ⑧境界確定図の写し

公用廃止対象の里道・水路等の境界確定図面の写しを添付してください。

#### ⑨公用廃止対象地の地積測量図

様式および規格については、不動産登記規則に沿って作成してください。

#### ⑩現況写真

公用廃止申請対象地の近景と遠景写真を添付してください。

#### ⑪その他市長が指定する図書等

市担当者が必要と判断した場合に関係書類提出を要請する場合があります。